

会議録

1 会議名	平成21年度 第7回河内自治会議
2 開催日時	平成22年 2月 4日(木) 午後2時00分～午後3時40分
3 開催場所	河内地域自治センター 2階会議室
4 出席者	<p>【委員】 中村祐司(会長), 山根登(副会長), 伊藤昭博, 菊地久美子, 小嶋由美子, 駒田静雄, 櫻井清一, 五月女勝正, 五月女純, 手塚米子, 中西幸子, 永見幹夫, 西岡隆義, 福田義雄, 松谷悦広, 森本喜美子</p> <p>【事務局】 河内地域自治センター所長, 河内地域担当参与, 地域経営課長, ほか5名</p>
5 公開・非公開	公開
6 傍聴者数	【傍聴者】なし
7 会議経過	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開会 (2) 研修 <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「地域社会を取り巻く状況の変化にどう向き合うか」 ・講師 中村祐司会長(宇都宮大学 国際学部教授) (3) その他 (4) 閉会

1 開会

事務局	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから、平成21年度第7回宇都宮市河内自治会議を開会させていただきます。まず、委員の出欠につきまして、ご報告いたします。</p> <p>本日は、渋井委員、前野委員、大田原委員、清水委員から欠席の連絡をいたしております。本日の会議の出席者数は16人で、委員数の過半数に達しておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、研修に入る前に昨年11月24日に河内地域担当参与、手塚照夫が急逝し、その後任として、元河内町助役の南木昭男が1月1日付けで新たに参与に就任しましたので、ご報告させていただきます。</p>
参与	<p>皆さんこんにちは。貴重なお時間を借りまして、自己紹介させていただきます。今、紹介されましたように1月1日付けで地域担当参与に就任いたしました、南木です。どうぞよろしくお願ひいたします。尚、旧河内町時代には皆さん方にご指導ご鞭撻を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>来年の3月31日までの短期間でありますが、この河内地域の発展のために、皆さんとともにお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>

事務局	<p>本日は、まちづくりに関する施策の提案を検討していくにあたり、今後の参考としていただきため、また、まちづくり部会からも、研修を持ちたいという要望も出ておりましたので、宇都宮大学 国際学部教授である中村会長に参考になるお話をお願ひいたしました。本日のテーマは、「地域社会を取り巻く状況の変化にどう向き合うか」です。では、中村会長よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。河内自治会議の一つの会議のメインとして、ありがたい機会をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今日は、委員の方々、職員の方々が聞いて下さるということで、委員の方と行政職員の方に向けて、今後の自治会議の弾みといいますか、実際に自分の今までの経験を踏まえて、少しでも事実を知っていただき、次回以降の会議に勢いとかエネルギーを提供できたらと思います。ぜひ、質問もしていただいて、そのやりとりの中で私も学ばせていただきたいと思います。</p>

2 研 修

会 長	<p>「地域社会を取り巻く状況の変化にどう向き合うか」</p> <p>1. 地方分権改革の流れ(1993年～2009年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・93年国会史上初めて国会決議で地方分権が決議され、地方分権推進法が成立した。 ・地方分権を進めて行く上で、地方自治の事務(公共サービス)に対して国がコントロール(関与)していることが、問題点になっている。 <p>(1)分権改革における機関委任事務の廃止によって、国レベルの事務が地方自治体による住民に直接係わる事務になった。しかし住民にとっては、サービスを受けることに対してどこの機関が行っているかは問題ではない。官官分権と言われ、団体自治のうえでは整理されたが、住民自治の上では整理されていない。</p> <p>(2)平成の市町村合併では、誘導策として合併特例債(現在はない)を認め、その一方では地方交付税の削減の締め付け策があった。このような流れの中、宇都宮市においては編入合併により市の大きくなる部分があって、小さくする部分を大切にしようという目的で、河内自治会議が誕生したという経緯になっている。</p> <p>(3)三位一体改革では、国から地方自治体に対する補助金を削減する改革と地方交付税も削減する改革をし、その代わりに税財源の移譲といって、国税を地方税として徴収し、国を経由しないで地方税を徴収する改革をする。現実には、補助金が削減され地方交付税も削減されて、それに見合った税財源の移譲がなかった。</p> <p>(4)公務員制度改革は、定員の削減や賃金の削減、民間との競争など、行政の効率化は必要であると見られて、住民に支持され地方でも取り入れられた。原動力は、国の財源がなくなってきて財源のスリム化を進められる。市町村合併なども国家の財源のスリム化をねらう意味で進められる。実際には、成果が上がってこなかった部分がある。</p>
-----	--

2. 「地域主権」への形式的または実質的な萌芽（2009年9月の政権交代以後）
- (1) 地方交付税の大幅増
 - (2) 見直し・改廃・法制化・策定への動き
 - (3) 法案・実施・検討・策定への動き
 - ～地方政府基本法(地方自治法の抜本的に見直しの検討)
 - 住民投票法案等
 - (4) 「地域主権戦略会議」、「国と地方の協議の場」、「地方行財政検討会議」の三者の連携が今後どのように進んで行くかが重要である。
3. 国家、団体、個人の関係変容と諸改革における共通軸
- ・現在掲げてある諸改革(高速無料化・子ども手当・公立高校無償化等)には、共通軸になる「地域主権」が重要になっている。諸改革の流れの中で供給過剰から需要喚起へ変わり、「政府→(企業・団体・法人)→(家計・個人・市民)」といった果実の間接便益から「政府→(家計・個人・市民)」へと直接便益に変わろうとしている。
4. 広域自治体が担う「地域主権」とは
- (1) とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会を経験して
 - ・とちぎ自治基本条例制定のための段階的取り組みの中で痛感することは、事務局機能が大切であり実務がないとうまくいかない。
 - (2) 栃木県市町村合併推進審議会を経験して
 - ・合併についても、データ分析・アンケート調査・地域懇談会(3点セット)を実施し、総合的に見ることが必要である。この流れの中心となる機能は政策実務であり、事務局が実質的に車輪の軸になっている。
5. 基礎自治体が担う「地域主権」とは
- (1) 那須烏山市総合計画審議会を経験して
 - ・まちづくり懇談会の各部会長を行政職の部長級が務めて、会議が回りやすくなる。政策実務は、単に行政が回しているのではなく、事務局が主軸となっていろいろな人が関係している。河内自治会議を例えれば、河内自治会議の部会の会議録作りなど、委員が政策実務を担いつつある。河内自治会議は総合行政を取り組んでいる場になる。
 - (2) 那須烏山市総合計画進行管理システム研究会を経験して
 - ・那須烏山市は総合計画の策定から、総合計画審議会が総合計画の進行管理をするという方向が出された。条例が改正され総合政策審議会として、総合計画の進行の管理体制を立ち上げて、次に繋げている。河内自治会議も分権の流れの中で、全国でも数少ない例で丁寧に部会をしてまちづくり提案をしている。
6. 新時代における自治体職員の役割
- (1) 地域主権が最上位の旗印として掲げられた意義は深い。
 - (2) 現段階の地域主権は揺籃期であり、政府、企業、団体、NPO、住民などを全てにしてはいけない。行政とコミュニティが担い手として築いていかなければならぬ。

	<p>(3) 地方自治体が担う、地域社会を支えようとする政策実務の時代が来る。</p> <p>(4) “消化”から“積み上げ”へと変わる。例えば、河内自治会議で行っている部会等で生まれた意見が、発案、発信、有言実行、課題先取りへと積み上げていくことは政策実務への流れにある。</p>
事務局	<p>先生ありがとうございました。それでは、せっかくの機会でありますので、皆さま方から、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>わかりやすいお話をありがとうございました。今まで、地域の話については漠然としか捕らえていなかったのですが、これが国政の段階からずっと、時系列的なご説明で非常にわかりやすく理解できました。ありがとうございました。</p> <p>それで、地域の重要性というものを改めて認識したわけですが、ひとつお尋ねしたいことは、会長の著書の中で3頁の(2)「地域社会における新たなボランタリー活動の展開と課題—うつのみやし総合型地域スポーツクラブ『友遊いづくりクラブ』の設立・運営に注目してー」(『地域学』)ですが、その中に地域学という紹介があります。地域学につきまして(5)に書かれています『“とちぎ発”地域社会を見るポイント100』を読ませていただきました。会長がお話している地域学という言葉をこの本の中では、地元学という表現で書かれておりましたので、この3頁にあります地域学とは、同じでいいのか差異があるのかどのような解釈でよろしいのでしょうか。</p>
会長	<p>そうですね。提示の仕方を少し省略してしまったのですが、著書(2)の地域学は、弘前学院大学(青森県)が編集をして出している「地域学」という年報誌的な中の一論文として書かせてもらいました。私の印象ですと私以外の所では、地元学というのは地域の資源(歴史的なもの等)を掘り起こしてということで、政策的なことをやっているということを地元学とは言わないですね。これから、地域学のネーミング自体の定義が難しいのですが、私の中では地元学というのは、郷土史とかいろいろな地域の文化遺産的なものとか、地域の伝統的な良いものを掘り上げていくということで、地域学というのは少し広くて、私がやっている地域の総合型地域スポーツクラブとかの政策的なことも含まれます。私が書いた『“とちぎ発”地域社会を見るポイント100』の地元学というのは、『友遊いづくりクラブ』のことが念頭ではなくて、水俣市の地元のいい所を丁寧に作っていくという歴史学的なものを積み上げたことを書かせていただきました。我々の行っていることもある意味学問的に見れば、地元学というより地域学(河内地域)です。</p>
事務局	他にいかがでしょうか。何かございますか。
委員	<p>先生今日は、本当にありがとうございました。今日の会議の初めに事務局から、まちづくり部会の一つとしてとありました。部会のほうでも我々のやっていることは自信をもって進められない面があるので、何かよりどころとなるようなお話を伺えたらと話題になりました。他の地域に視察に行くのもその一つですし、昨年はいろいろなまちづくり協議会のほうのお話等を伺って視野を広めていたのですが、今日は具体的にお話いただきました。アウトプットをすると</p>

	<p>いうことが、先生の今日のレジュメでは受容から発信へというお言葉に当たると思うのですけれども、我々の大きな仕事との一つではないかと思います。しかし、アウトプットをするためには、それにふさわしいインプットがなければとてもできない。そういう意味で、今日は我々もインプットの部分で大きな示唆とそれから、先生のほうから我々の部会の存在といいますか価値というものを認めていただいて、しかも方向性が間違っていないということを教えていただいて、励ましていただいたこと大変ありがとうございます。今、レジュメを見させていただいて、政策実務という言葉が、何か漠然とわかったような気がしますが、レジュメの中でコア機能は政策実務と何度か出てくるのですが、更にお教えいただければと思います。</p>
会長	<p>政策実務というのは、私の造語で作った言葉なので少し曖昧ですが、具体的に言えば、部会で皆さんの中の委員が資料を持ってきて、審議していただくことがある種の政策実務ということです。行政の方が用意をして、提供する資料で会議することも政策実務です。実際に紙に資料を落とすか落とさないかということではなく、いろいろな政策実務は、例えば部会を開く上で、場所はどうするの、時間はどうするのといったこと等も含みます。委員の方の都合を聞いて集める等は、ソフト面の政策実務になるわけです。いろんなことをやっていく上で、政策というより実際に支えるということを含めて、あるいは資料等を含めて政策実務をやっていくので、その積み上げが大切な部分になってくると思います。</p>
事務局	<p>その他ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 本日の研修につきましては以上で終了させていただきたいと思います。では、この後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>

3 その他

会長	<p>ありがとうございました。それでは、次第のその他になります。これについては、各部会の状況について部会長からの報告についてですが、前回からこれまでに開かれているのは、自然・農業検討部会のみと聞いております。昨年11月に開かれた自然・農業検討部会の報告をお願いいたします。</p>
自然・農業検討部会長	<p>それでは、11月6日に行われました第4回の自然・農業検討部会の報告をさせていただきます。第4回の会議では、自然環境の保全と活用がテーマでしたが、内容は活動状況が中心になっております。逆面地区の自然環境の様子など報告されました。この地区は、ホタルの生息地、ふくろうの育む里、カタクリの自生地として広報誌などに紹介されています。このカタクリの花の時期とかホタルの見られる時期には、地域外の人も来るようになったとの報告でした。それから、ホタルは逆面地区だけではなくて、西鬼怒川地区でも随分多く見られるようになってきたと報告されました。最近は生態系が少しづつ改善されつつあるのではないかと、そういう印象を受けております。</p> <p>それから、2番目の地域住民・団体の活動状況ですけれども、フクロウの営</p>

巣活動は、最初に西下ヶ橋の環境保全区で始まった活動ですが、それが逆面地区にも伝わって、フクロウの営巣とその心を育むことを目的とする取り組みと、減農薬の栽培も始まって、この地区ではフクロウ米として生産しているということで、そのシンボルとして各家庭の庭先にフクロウ像アートが置かれ地域づくりに活かされています。

それから次のグランドワーク西鬼怒の活動内容ですが、90年に西鬼怒川地区的土地改良事業というのがあって、この際に地元の住民から「豊かな自然が失われるのではないか」と声が上がって、県の河内農業振興事務所と宇都宮大学が協力して生物調査を実施しました。その結果、日本では絶滅危惧種に入っているホトケドジョウとか平地では珍しいバイカモ、またはミズニラなどの水生植物など見つかったということで、河内農業振興事務所と河内町が自然環境に配慮した整備事業を進めようということになって、95年にこの地区を流れる谷川の一部を生態系保全区として地域に残し、生態保全の活動が始められました。この活動の最初は「西鬼怒の川に親しむ会」という団体で行っていたのですが、これが「グランドワーク西鬼怒」に引き継がれて現在に至っているわけです。ですから、活動は約15年来続いているかと思います。その活動内容ですが、ここにあげていますように、田んぼの学校、野鳥観察会、会員の中には、日本野鳥の会の会員などもおり非常に熱心に活動されています。それから、ドジョウ水路の草刈りとか谷川、九郷半川クリーン作戦。これは、年に6月と12月の2回実施されているようです。地元の住民を始め小学生、学校の先生など、あるいはこれに関係する企業の方々も参加して非常に大規模に実施されているようです。それから、西鬼怒川動植物生態調査ですけれども、宇都宮大学の学生が中心になってやっている活動です。それから、灯篭流し。これらの活動というのは、当初は国からの助成があったのですが、その後、花王やサントリーの企業からも助成を受けてかなり評価されて、県外からも視察者など多く来ていると聞いております。サントリーは、野鳥の保護活動に助成をされている企業で、全国のいくつかの地区で助成を受けていると聞いております。

それから、その次の河内地区で13の地域・団体が、農水省の推進事業である「農地・水・環境保全向上対策事業」に取り組んでいます。これは、5年間の期限立法なので残り2年ぐらいになるのですが、今後予算がどうなるのか心配されている活動です。これは農家の方だけでは認められない活動ということで、地域の住民と一緒にになって、農道、用水路の保守管理また、農道脇の栽植、花など植えて、景観を良くするというような活動に対する国の助成事業です。これは、二階建て方式と言いまして、一階部分は、農家と地域の住民が一緒にになって行う団体活動に対する補助です。二階建て部分といいますのは、一階建て部分の活動を実施した上に更に農薬とか化学肥料を低減して、通常の5割以下の農薬と化学肥料を使った場合には、更に生産者に対して国からの補助があります。自治体も関係しておりますが、県、市は25%助成することになっている活動です。それで、13の地域・団体は、一階部分では実施しているのですが、二階部分については、現在4団体がこれに加わっています。

それから、山田川のサイクリングロードについては地域の方がコスモスを植

えて管理されています。地元以外の方には、あまり知られていないのではないかということで、もっと多くの方に知っていただきたいという話がありました。

その他の地区の活動例として、二つほど紹介します。真岡のコスモスロードですが、井頭公園から南側に約1.5kmほどの直線道路があります。この道路の脇に、地域住民と地元の学校それから真岡市の協働によって、シーズンにはみごとなコスモスロードができます。その次の小川町のカタクリの里ですが、山を所有している4,5軒の農家の方が中心になり、入園料はとらないのですが、かなり大きな駐車場があるので駐車料を300円か500円をとり、その費用でカタクリの里の歩道とかの修理、保全などをやって地域おこしをしています。

それから、その他といたしまして河内地区に自然保全地区とか農村公園あるいは白沢グリーンパークなどあるのですが、案内の看板が少ないのでないか、あってもわかりにくいとかあるので、もう少し道案内になるような看板がほしいという話がありました。

以上でございます。

会長

はい、丁寧にありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何かご意見ご質問等はありますか。

委員

意見なし

会長

それでは、皆さんには部会長を中心としまして今後、話し合いを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その他、委員の方から何かご連絡等ありますか。

委員

生活環境部会ですが、

今日は部会長が欠席で、よろしくということで頼まれてきました。この会議の後、生活環境部会に所属している方は、会議の日時を決めたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それから、私ごとで恐縮ですが、良いアドバイスを頂ければと思いまして。先日、年末年始にかけて消防団が夜の7時から10時まで夜警を行っていましたが、少し残念なことに一部で「うるさい」と、言われたという話がありました。皆さんのが何か感じたものがあれば、またこのようにやったほうが良いということがあれば、このような機会にお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員

本当に毎日ご苦労様です。確かに、夜警をやってくださっていることは有り難いのですけれども、10時までやっているということであれば、「うるさい」という声もわかる気がします。子どもたちが寝ている時間です。我が家も子どもたちを9時に寝かせますので、夜警の鐘がなると起きてしまうことがあります。ですから10時までだと、少し遅いような気がしますがどうでしょうか。また路線の関係だと思いますが、我が家のある道路は10分ぐらいの内に4回ぐらい通ります。子どもたちには、「火事が起きないようにがんばってくれているのですよ」と説明しますが、鐘の音で起きてしまします。見方によっては、「うるさい」と言う方がいると思います。

委 員	おやすみ時間だと、10時というのは丁度良い時間だと思います。ただ、子どもたちのことを対象に考えると10時だと遅いような気はします。火の始末をするということだと10時頃から確認しようとするので、そういうことであれば良いと思います。
委 員	河内地区は、地域の割には消防車両の台数が多いので、細かい時間のサイクルで回ります。宇都宮市で1番多い所では1万戸の世帯を一つの消防車両で持っています。峰町から上野団地の地区は第7分団というのですが、4万5千人ぐらいの人口がいます。そういう地区は滅多に夜警は来ませんが、河内地区の場合は、地域の割に消防車両の台数が多いので、小刻みに夜警の巡回ができます。そこで、「夜警がうるさい」と言われるのを申し訳ないと思いますが、今後、分団長と協議をしながら良い方向に検討していきたいと思います。ありがとうございました。幸いなことに今、河内地区では火災が激減しています。1年間に消防団が出動して火災を消す件数は、2回ぐらいです。非常に良いことで、これも皆さまのご協力の賜物と思っておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。
会 長	ありがとうございました。 それではその他、皆さまからありますか。
委 員	意見なし
会 長	次に、事務局から、何かありますか。
事務局	それではまず一点目になりますが、皆さまのお手元に資料一枚のものをお配りしております。宇都宮市のホームページから自治会議を印刷しております。遅くなってしまったのですが、自治会議の内容について紹介するホームページを宇都宮市のホームページの中に立ち上げることになりました。こちらは、一番最初に河内自治会議の概要が書いてあるのをお配りしておりますが、後ほど機会がありましたら、一度ご覧になって下さい。宇都宮市のホームページから、暮らし、地域自治センター、河内地域自治センターを見て行きますと、河内自治会議というページにたどり着きます。もしくは、河内地区まちづくり協議会というページがありますので、まちづくり協議会のページの1番上のリンク集のところに自治会議というリンクがありますので、そちらから入っていただくこともできますので、ぜひご覧になって下さい。 それからもう一点については、次回の会議の日程についてご連絡したいと思います。次回の会議は3月18日(木)の開催になります。場所につきましては、2時からこちらの場所で予定をしていますので、ご承知おき下さい。また、改めまして通知につきましては、皆さまにお配りいたしますのでよろしくお願ひいたします。
	それから最後に、昨日の新聞にですが、中村先生の書いた記事が掲載されましたので、皆さまにお配りしています。後ほどご覧下さい。事務局からは、以上になります。

会 長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。

本日は真摯に耳を傾けていただきました。また、貴重な質問、その後のコミュニティの根幹的な問題等の夜警の治安とか火災等を含む発言だとか、同時に発信をしていくという非常に重要な電子媒体で活動されています。次回以降もどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。